

## 第7回 仙台市復興推進協議会

日 時 令和3年2月8日(月) 11:05～11:45

会 場 (オンライン形式での会議)

出席者(所属名五十音順)

株式会社七十七銀行 地域開発部長	茂田井 健太郎	
仙台市 経済局長	遠藤 和夫	
仙台市 まちづくり政策局長	梅内 淳	
仙台商工会議所 専務理事	今野 薫	
東北学院大学教養学部 教授	柳井 雅也	
東北大学大学院経済学研究科 教授	福嶋 路	
東北大学大学院農学研究科 教授	伊藤 房雄	
株式会社日本政策投資銀行東北支店 東北復興・成長サポート室長	渡辺 秀幸	
宮城県 震災復興・企画部 地域復興支援課 副参事兼課長補佐	熊谷 香織	

議 事 1 開 会

2 議 事

(1) これまでの復興推進計画の実施状況について

(2) 令和3年度以降に係る復興推進計画(税制の特例)の申請について

3 その他

4 閉 会

配付資料 資料1 これまでの復興推進計画の実施状況について  
資料2 令和3年度以降に係る復興推進計画(税制の特例)について  
資料3 復興産業集積区域図  
資料4 民間投資促進特区(ものづくり産業)の改訂について  
資料5 農と食のフロンティア推進特区の改訂について  
参考資料 仙台市復興推進協議会規約

○事務局(防災環境都市・震災復興室長)

第7回仙台市復興推進協議会を始めます。本日はお忙しい中ご参加いただきましてありがとうございます。仙台市防災環境都市・震災復興室長の平嶋と申します。しばらくの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

この協議会の目的等につきましては、参考資料としてお配りした協議会規約のとおりでございますが、地方公共団体をはじめとする複数の主体が、連携して復興の取組みを円滑に進めるために、東日本大震災復興特別区域法第4条第1項の規定による復興推進計画に関して意見集約、合意形成等を行う場として、法第13条第1項の規定に基づき設置しているものです。

令和3年度以降の税制特例に係る復興推進計画の改訂を、近々国に申請する予定でございますので、法第4条第6項に基づきまして、本日、協議会を開催することとなりました。

開催にあたり、事務局から何点かの連絡事項をお伝えいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンライン会議を基本としております。通信や機器の状況により音声聞き取りづらい場合、再度ご発言いただくこともございますので、ご了承ください。

また、こちらの音声聞き取りづらい時には、その旨、お知らせいただきますようお願いいたします。

次に会議資料の確認でございます。今回は事前に次第、出席者名簿、資料一覧、資料1から5を送付しております。よろしいでしょうか。

それと本日は公開で開催しておりますので、傍聴の方につきましては、お配りしております「会議の傍聴に際し、守っていただきたい事項」をお守りの上、傍聴席以外に立ち入らないようお願いいたします。

また、受付でも確認しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、発熱や呼吸器症状のある方につきましては、傍聴をご遠慮いただきますようお願いいたします。また、マスクの着用もお願いいたします。

次に、本日の参加状況について報告いたします。

本日は、全構成員の皆さまにご出席いただいておりますことから、規約第6条第2項による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

また、本日ご参加いただいている構成員の皆さまの紹介については、配付しております出席者名簿で代えさせていただきます。

それでは、議事に入る前に、会長の選出と副会長の指名に移ります。

本協議会につきましては、規約第5条第6項により、会長及び副会長の任期は1年となっております。前回、第6回は平成30年10月ということで、1年以上経過しておりますことから、今回改めて会長・副会長を選出いただきます。

会長は構成員の互選によって、副会長は会長が指名することとしております。

会長につきまして、どなたかご推薦いただければと存じます。いかがでしょうか。

○伊藤教授

東北大学農学研究科の伊藤です。これまで会長をやられていた柳井先生に引き続き会長をしていただければと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（防災環境都市・震災復興室長）

はい、ありがとうございます。ただいま、東北学院大学の柳井先生をご推薦いただきましたが、皆様いかがでしょうか。

（異議なしの声）

はい、ありがとうございます。柳井先生もよろしいでしょうか。

○柳井教授

ありがとうございます。微々たる力ですけど頑張らせていただきます。

○事務局（防災環境都市・震災復興室長）

どうぞよろしくお願いいたします。

副会長は会長の指名となります。柳井会長にどなたかをご指名いただけますと幸いです。

○柳井会長

この案件に一番関わっている方ということで、現状をよくご存知の今野専務理事にお願いできればと思っております。

○事務局（防災環境都市・震災復興室長）

今野専務理事へのご指名でございましたが、今野専務理事はいかがでしょうか。

○今野専務理事

はい、承ります。

○事務局（防災環境都市・震災復興室長）

はい、ありがとうございます。

副会長は今野専務理事にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

それでは、これからの進行につきましては、柳井会長にお願いしたいと存じます。

柳井会長、よろしくお願ひいたします。

○柳井会長

それでは皆さま、改めまして、こんにちは。これから協議会を進めさせていただきま  
す。

まず、会議の公開、非公開について確認いたしますが、本協議会はこれまで原則、公  
開にしておりましたので、本日も公開で進めたいと考えております。

次に本日の議事録に署名いただく方を指名させていただきます。これまでに、東北大  
学の伊藤先生、七十七銀行様、日本政策投資銀行様、宮城県様に署名いただきましたの  
で、今回は東北大学の福嶋路先生にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○福嶋教授

了解しました。

○柳井会長

はい、ありがとうございました。

ただ今から本日の議事に入ります。お手元の次第をご覧になってください。

議事「(1) これまでの復興推進計画の実施状況について」、事務局から説明をお願いし  
ます。

○事務局（震災復興・メモリアル事業担当課長）

仙台市震災復興・メモリアル事業担当課長の佐藤でございます。よろしくお願ひいた  
します。私から資料を説明させていただきます。

資料1「これまでの復興推進計画の実施状況について」をご覧ください。仙台市では、  
税制の特例について、4つの区分で特区の認定を受けていたところでございます。

1番目の民間投資促進特区（ものづくり産業）でございます。こちらは宮城県及び県内  
各市町村と共同で申請し、認定を受けているものでございます。数字的な推移としまし  
て、前回ご報告した平成28年11月の時点で110事業者・141件の指定でございましたが、  
令和3年1月時点で137事業者・182件の指定ということで、伸びている状況でございま  
す。

次のページにお進みください。2番目、農と食のフロンティア推進特区でございます。  
こちらは仙台市が単独で申請し、認定を受けているものでございます。こちらにつきま  
しても数字の実績を申し上げます。前回ご報告した平成28年11月の時点で63事業者・66  
件の指定でございましたが、令和3年1月末時点で66事業者・69件の指定ということで、  
伸びている状況でございます。

3番目の民間投資促進特区（情報サービス関連産業）でございます。こちら宮城県及び県内各市町村と共同で申請し、認定を受けているものでございます。前回ご報告した平成28年11月の時点で88事業者・92件の指定でございましたが、令和3年1月末時点で160事業者・169件の指定ということで、伸びている状況でございます。

4番目の仙台港背後地交流推進特区でございます。こちらは仙台市が単独で申請し、認定を受けているものでございます。こちらは、前回ご報告した平成28年11月から数字の変動は無く、4事業者・4件の指定でございます。

次に金融の特例である利子補給についてでございます。こちらにつきましては、これまで3件の認定を受けておりまして、前回のご報告から変動はございません。

資料1の説明は以上です。

○柳井会長

はい、ありがとうございました。

復興推進計画の実施状況について、事実関係を含めましてご質問がありましたら、よろしくお願ひします。

よろしいですか。

それでは次に入らせていただきます。

議事「(2) 令和3年度以降に係る復興推進計画（税制の特例）の申請について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（震災復興・メモリアル事業担当課長）

引き続き私から説明させていただきます。議事2につきましては、はじめに資料2と資料3に基づき全体的な説明をさせていただき、その後、資料4及び資料5に基づき、各計画の内容を説明させていただきます。

それでは、資料2「令和3年度以降に係る復興推進計画（税制の特例）について」をご覧ください。

まず、今回の申請に係る経緯をご説明いたします。

資料にも記載しておりますとおり、昨年、東日本大震災復興特別区域法が改正されました。資料を1枚おめくりいただき、資料2（別添1）をご覧ください。

こちらは復興庁が作成した法改正に関する資料でございます。

項目2番の東日本大震災復興特別区域法の欄をご覧ください。こちらに規制の特例、復興整備計画、金融の特例、復興特区税制について、対象地域を重点化するとの記載がございます。

続きまして、資料を1枚おめくりいただいて、資料2（別添2）をご覧ください。

こちらには対象地域の重点化についての記載がございます。対象地域は、2段階の絞り込みが実施されておまして、まず、復興推進計画を作成することができる対象地域が絞り込まれ、その中でも「税制の特例」につきましては、さらなる絞り込みが行われております。

次のページにお進みください。

こちらには、復興推進計画を作成できる対象地域が一覧で掲載されております。宮城県につきましては、従前、県全域の市町村が指定されていたところですが、今般の法改正によりまして、本市を含む沿岸市町が指定されております。

さらに次のページにお進みください。

こちらには、税制の特例の対象地域が一覧で掲載されております。宮城県内につきま

しては、先ほどの対象地域とほとんど変わりませんが、仙台市につきましては、宮城野区及び若林区が対象地域に指定されております。

以上が、昨年の法改正に関する説明でございます。

本市におきましては、先ほど資料1でもご説明しましたとおり、税制の特例に係る復興推進計画が、これまでに4件認定されているところでございますが、今回の法改正によりまして対象地域が宮城野区及び若林区のみとなったこと、また、特例措置の適用状況や基盤整備の進捗状況等を踏まえまして、今回、従前の4件の中で、民間投資促進特区（ものづくり産業）と、農と食のフロンティア推進特区の2件に絞りまして改訂し、申請するというところで考えております。

次に資料3「復興産業集積区域図」をご覧ください。

こちらはこれまでに認定を受けた区域を「復興産業集積区域」ということで着色しております。また、今回、改訂し、申請する区域を「特定復興産業集積区域」ということで、太線で囲んでおります。

今回の申請対象となるのは、

民間投資促進特区（ものづくり産業）として今回の申請対象となるのは、赤の着色部分のうち、赤の太線で囲んだ蒲生北部地区でございます。

また、農と食のフロンティア推進特区として今回の申請対象となるのは、緑の着色部分のうち、緑の太線で囲んだ南蒲生、新浜、藤塚、上飯田の4地区でございます。

これら2計画・5地区を来年度以降の対象として申請することを検討しております。

全体的な説明は以上です。

続きまして、各計画の内容を説明させていただきます。

#### ○事務局（企業立地課長）

資料4「民間投資促進特区（ものづくり産業）の改訂について」に基づきまして、私、経済局企業立地課長の山田より説明いたします。

本特区につきましては、平成24年度に認定を受けているところですが、宮城県と県内市町村が共同で申請し、国の認定を受けているものです。市内におきましては、現在まで7カ所を産業集積区域として指定し、運用しております。この度、そのうちの1カ所である蒲生北部地区に絞り込みまして、税制優遇を受ける区域として重点化したいというものになります。

蒲生北部地区について簡単に説明いたしますと防災集団移転促進事業を実施した上で、土地区画整理事業を進めております。平成26年に計画決定公告した上で27年の夏に着工し、これに合わせて平成28年度の本協議会におきまして、特区の区域に蒲生北部地区を追加することを承認いただきました。その後、土地区画整理事業を進めまして、今年度の秋口ぐらいで、道路等のインフラ整備がほぼ終わっております。併せて宮城県が進めている七北田川の堤防整備や防潮堤整備もほぼ完了を迎えるところでございます。

一方で、土地の明け渡しの状況について説明いたしますと、仙台市の土地である市有地が37画地あります。37画地のうち事業者が決定しているのが22画地、うち契約済みが18画地、引き渡し済みが15画地となります。結果、37画地に対して15画地が事業者の手元に渡っておりまして、実際に事業所の建設等を済ませている事業者は、さらにその内数となります。

市有地のほかにも、保留地や民有地も存在しておりまして、市有地と概ね同じような傾向で、全体の半分ぐらいの画地がようやく引き渡しを終えているかという状態になっております。

今回、この地区を対象に重点化を図り、税制優遇を受けることで、今後2～3年でさらに事業所が建ち、新規投資や雇用が生まれるものと見込んでおりますので、本日の議論にあげたところでございます。

なお、対象業種につきましては、8業種のままとしております。

国への申請時期につきましては、先ほど説明しましたとおり、宮城県と仙台市を含む15市町が共同で手続きを進め、今月中に協議を終え、来月に本申請し、4月1日から重点化することを目指しております。

私からの説明は以上です。

#### ○事務局（農政企画課長）

続きまして、私、農政企画課長の佐々木から資料5「農と食のフロンティア推進特区の改訂について」に基づきまして、ご説明させていただきます。

先ほど報告がありましたように当特区につきましては、これまでに66事業者が指定を受けているところでございます。資料の2枚目をご覧ください。赤線で囲んでいる本市の東部地区が、現行の対象エリアでございますが、今回、特区法の改正趣旨等を踏まえまして、青で着色している4地区に対象範囲に重点化することで考えております。

資料の1枚目にお戻りください。重点化する4地区でございますけれども、地域未来投資促進法に基づき農業の6次産業化を推進する拠点施設の整備が予定されているエリアとして上飯田地区を、また、防災集団移転跡地利活用事業により、今後、農業の振興に資する事業の立地が予定されている、若しくは見込まれるエリアとして沿岸部の南蒲生地区、新浜地区、藤塚地区ということで、合計4地区を重点化し、引き続き、農業と農業関連産業の集積・振興を促進していくという考えでございます。

本件は本市単独の計画でございますので、国へは2月下旬を目途に申請する予定でございます。

なお、対象業種につきましては、これまでどおり農業及び農業関連産業として、資料のとおり①から④とする予定でございます。

説明は以上です。

#### ○柳井会長

はい、ありがとうございました。

ただ今のご説明につきまして、質問若しくはご意見がございましたら、お願いいたします。

#### ○梅内局長

仙台市まちづくり政策局長の梅内でございます。いつも大変お世話になっております。

特区制度が始まった当初、被災地の中でも仙台市は規模が大きく、産業の力があるということで、認定対象に入れるかどうかという議論が国の方であって、やり取りしながらお認めいただいたという経過がございます。

今回、10年という制度の節目の中で、比較的広いエリアを認めていただいていたものを、仙台市の場合は少し絞るべきではないのかというご意見があって、宮城県や復興庁の皆さまと協議させていただき、また国に要望をしながら、今回、絞り込むことでお認めいただいたという経緯があります。この間、各委員の皆様にご支援をいただき、きたことに感謝をしております。

資料1のように、今までに大変多くの企業を指定されております。このことは、仙台

市にとって大きな雇用の牽引ですとか、港湾機能の強化などにつながったものと思います。引き続き、蒲生北部地区等をお認めいただき、更に強化していければと考えております。

ここで1つ質問ですけれど、防災集団移転跡地の利活用については、農と食のフロンティア推進特区で対象とする3か所に加えて、荒浜地区がありますが、今回荒浜地区が入らなかった訳を教えてくださいと思います。

○柳井会長

はい、それでは事務局の方から回答をお願いします。

○事務局（農政企画課長）

はい、農政企画課の佐々木でございます。

資料5の2枚目、農と食のフロンティア推進特区の区域図をご覧ください。

赤い線で表している現行の区域につきましては、当初段階で、農業の振興に関する法律の「農業振興地域」に倣い設定したものでございます。

ご質問にありました「荒浜地区」につきましては、農業振興地域ではないために当初から区域に含んでおりませんでした。防災集団移転跡地利活用事業を実施しているエリアではございますが、当初と同様の考えにより対象区域に含んでいないものでございます。

また、今回は重点化ということで、区域を新たに広げるのは国として認め難いということもございまして、荒浜地区を除いている状況でございます。

○柳井会長

そうしますと、荒浜地区に対する別の地域的な政策や手当てなどはあるのでしょうか。

○事務局（農政企画課長）

農業関連で申しますと、先ほどの説明の中で触れました地域未来投資促進法を活用しまして、事業者を支援させていただいた事例はございます。

○柳井会長

はい、ありがとうございました。

梅内委員、いかがでしょうか。

○梅内局長

はい、ありがとうございます。

荒浜地区では、東北大学の農学部を卒業された平松さんという若い女性の方などが、防災集団移転跡地を活用して、新たに農業を始められるということもございます。

当初からの対象区域に入らない市街化区域ということで、今回も外れたということですが、今、佐々木課長から説明があったように、別途の対応も可能ですので、そういったことも通じながら、支援していければと考えております。

以上です。

○柳井会長

はい。それでは引き続きよろしくお願ひいたします。

他にご質問はございますか。

○伊藤教授

今の説明を聞いて理解しました。

ここの災害危険区域においては、農業だけではなく、事業をされている方、あるいは予定や計画をお持ちの方が出てくると思います。今回の特例には含めないけれども、相応の措置をやっていくと聞いて少し安心しました。

平松さんは私の教え子でありますけれども、彼女だけではなく、ここで事業をやろうとする方々の意向を聴きながら、特例措置等の相当するような支援を仙台市でご配慮いただければと思います。

以上、意見です。

○柳井会長

ご意見として賜ります。どうもありがとうございました。他にごございますか。

○福嶋教授

ご説明ありがとうございました。ものづくりの方への質問ですけれど、蒲生北部について、既に採択されている土地の内容を見ますと、運送業などが多いような気がします。

資料の対象業種に運送業はありませんが、こちらは関連産業の「関連」に含まれるという解釈でよろしいでしょうか。

○事務局（企業立地課長）

先生のおっしゃるとおりでございます。

対象業種はこちらにあげた①から⑧の業種ですが、例えば、これらに関連する運送業や、一部の分野の卸売業については、関連産業に含んでおりまして、幅広く関連産業を決めております。結果的に蒲生北部地区につきましては、例えば、自動車関連産業として自動車の部品を運搬する運送会社や、食品関連産業として食品関係を市内に配送するような物流拠点などの集積が色濃く見られる現状です。

○福嶋教授

ありがとうございました。

○柳井会長

進出する方はロジステックスの拠点として見ているみたいですね。

他にいかがでしょうか。私の方から1つ質問をよろしいでしょうか。

藤塚地区については、アクアイグニスの件だと思いますが、2つの指定をダブルで受ける中で、実際の優遇措置はどのように運用されるのでしょうか。

○事務局（農政企画課長）

ご質問のとおり藤塚地区では跡地利活用事業としてアクアイグニスの計画が進んでいるところでございます。アクアイグニスにつきましては、農業関連産業でくみ取れないような業態を含めた複合的な利用の事業でございます。そうした中で、農業及び農業関連産業の部分につきましては、農と食のフロンティア推進特区での支援を、それ以外の部分につきましては別途違う制度での支援を検討している状況でございます。

○柳井会長

はい、分かりました。雇用が多分 200 人以上生まれると思いますので、是非運用されるように期待したいと思います。ありがとうございました。

他にございますか。

それでは、次の方に移ります。

次は、その他になります。事務局から何かございますか。

○事務局（防災環境都市・震災復興室長）

特にございませぬ。本日ご議論いただきましたことを踏まえまして、今後、国への申請手続きを進めてまいります。

その過程で国や宮城県と若干の調整等あるかもしれませんが、その際はメール等でお知らせさせていただきたいと存じます。

以上です。

○柳井会長

はい、ありがとうございます。

皆さまから何かございますか。

無いようですので、これにて第 7 回仙台市復興推進協議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。